

第19回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和4年6月24日（金）10：45～11：25
項 目	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、日高委員、松木委員 保健福祉局感染症医療政策課 小嶋課長、藤山係長 デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 廣渡課長、松尾係長
事務局	総務局文書館 花本館長、芦屋係長、林主査
傍聴人	0人
内 容	

予防接種に関する事務について

（感染症医療政策課）

本件については、以前、答申いただいていた件になるが、内容の変更が一部あったため、改めて、審議いただくということになる。

本日の審査会に先立ち、特定個人情報保護評価の手続きに基づき、令和4年4月18日から5月17日までの期間にパブリックコメントを実施した。期間中に寄せられた意見は1件で、委託先との情報データのやりとりについての意見。意見の内容としては、特定個人情報ファイルの提供方法として、フラッシュメモリを使用しているが、1回のみ焼きつけのブルーレイディスクやDVD、CDなどを使用してはどうかという意見が寄せられた。本市は、フラッシュメモリを使っているが、このフラッシュメモリは、暗号化されているUSBで、高いセキュリティーレベルが保たれているものになる。また、データはその都度保存し、投入後は削除という作業を行っているため、いただいた意見による、評価書の修正はない。

今回、配布している資料に沿って説明させていただく。

令和2年12月9日、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が制定され、新型コロナウイルスワクチン接種は予防接種法第6条に基づく臨時接種に位置付けられた。従来から予防接種事務においてマイナンバーを利用するため、すでに特定個人情報保護評価は実施済みである。また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る、予防接種事務においても、国の新システムであるワクチン接種記録システム、いわゆるVRSを利用し、予防接種の記録の管理等を行うことから、特定個人情報等の取り扱いが生じたため、令和3年度、特定個人情報保護評価を実施した。

今回、予防接種に関する事務のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事務において、さらに新たな特定個人情報の取り扱いの変更が生じたため、評価の再実施が必要となり、加えて、対象人数が30万人を超えることから、基礎項目評価書及び全項目評価書を公表し、市民に求めるためのパブリックコメントを実施した。

なお、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの保有等の前に実施すべきものだが、国から新型コロナウイルスワクチン接種については、緊急時における自己評価の適用対象になると示されたため、本市を含む多くの政令市において、現在、本評価を進めている。

まず1、特定個人情報保護評価について。特定個人情報保護評価は、国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

続いて2、評価の目的について。市町村などの行政機関がマイナンバーを含む個人情報ファイルを保有しようとする場合は、個人のプライバシーなどの権利の侵害を未然に防ぐため、考えられるリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講ずることにより、国民や住民の信頼を得るために実施することになっている。

次に今回の諮問にかかる事務の変更点についての説明。

(1) まず、新型コロナワクチン接種証明書アプリについて。

ワクチン接種記録システム、VRSに新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能が追加された。スマートフォン用新型コロナワクチン接種証明書アプリは、国が配布しており、希望者は、このアプリを所有するスマートフォンにダウンロードして、マイナンバーカード及びパスワードによる本人認証を行うことで、QRコードつき接種証明が電子的に交付されるようになっている。交付希望者による申請行為は不要で、瞬時に接種証明書が表示されるようになっている。

次に、他市区町村への接種記録照会の運用の変更について。ワクチン接種記録システムVRSによる他市区町村への接種記録照会において、他市区町村からの転入者の接種履歴を照会できるように運用が変更された。これまで必要だった本人からの同意及び申請を不要とし、転入届の内容に基づいて、転出元の市区町村に接種履歴を照会できるようになり、あわせてVRSを用いて、複数の対象者の接種記録を、市区町村に一括して照会できる機能が追加された。これにより、転入者の負担を軽減し、転入者の3回目の接種券及び4回目の接種券を速やかに交付することが可能になっている。

次に、特定個人情報保護評価書の主な変更点について。

今回の変更に合わせて、基本情報、特定個人情報保護ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、ワクチン接種記録システム(VRS)の接種証明書の電子交付機能の利用に関する内容の追記、特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に関する内容を追記及び修正、デジタル庁創設により、行政機関の名称を修正

次に、リスク対策について。

VRSは国が準備したもので、国により全国一律のリスク対策がなされている。具体的には、VRSのデータベースは、市区町村ごとに区分され、アクセスを制限、暗号化された通信回線の使用等の対策がなされている。

また、VRS照会作業は市の職員が直接作業を行うこととしている。

最後に、特定個人情報保護評価実施スケジュールについて説明させていただく。

今回、令和4年4月18日から5月17日までの間、本庁保健福祉局感染症医療政策課、

広報室広聴課及び各区役所総務企画課、出張所、市のホームページにおいて、全項目評価書を配布掲載し、パブリックコメントを実施した。

パブリックコメントの実施については市政だより4月15日号にも掲載している。

その結果は冒頭でも申し上げた通り、期間中に寄せられた意見は1件であった。

寄せられた意見は、評価書の修正に係るものではないと判断し、今回のパブリックコメントによる評価書の修正は、行っていない。パブリックコメント後に、北九州市個人情報保護審査会の委員の皆様へ「特定個人情報保護評価書」の諮問をお願いしている。その後、個人情報の適正な取り扱いを確保するための内閣総理大臣が所管する行政委員会である「個人情報保護委員会」に評価書を提出し、市のホームページに掲載し、公表する流れになっている。

以上、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書についての説明を終了する。

質疑応答

(審査会委員) 前回の諮問を受けてから1年経ったが、現在の運用上の問題点やトラブル等はないのか。

(感染症医療政策課) 特段の個人情報に係る部分でのトラブル等は発生していない。

(審査会委員) 2ページの(2)他市町村への接種記録照会運用の変更の部分で、本人からの同意・申請を不要とするという箇所だが、本人からの同意・申請が不要であるとされた法的根拠はあるのか。

(感染症医療政策課) これについては、令和3年12月からこの形の運用が始まっている。国から事務連絡の通知文書があり、本人の同意・申請がなくても、転入者の接種記録をVRSで確認の上、当該者に対して申請を待たずに接種券を送付することが可能になった。その際に、転出前の市町村の接種記録を照会することについて、番号法第19条第16号の、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合として、本人の同意を得ることが困難なときに該当するものということで、国が示しており、各自治体で事務を進めている。

(審査会委員) 先ほどのパブリックコメントに寄せられた、フラッシュメモリの件だが、14ページの事務処理全般のファイルの提供方法のことか。

(感染症医療政策課) その通り。14ページのフラッシュメモリでの受け渡しを、CDやDVDで実施した方がよいのではという意見になる。

(審査会委員) ここでは誓約書とかでてないが、どのように実施しているのか。また、どのように安全面は担保されているのか。

(感染症医療政策課) 凸版印刷とは委託契約書の中で、個人情報の取り扱いについては、誓約書等をいただくような形。今回、このフラッシュメモリも、執務エリアの外には出ない運用で行っている。フラッシュメモリ自体を事業者が扱わず、市の職員が市のセキュアなエリアから取り出すために、USBを使用している。その後、委託事業者のエリアにデータを投入するという作業をフラッシュメモ

りで実施している。その作業自体も市の職員が直接実施している。

(審査会委員) 毎回消しているということか。

(感染症医療政策課) 都度、保存し投入後消去している。また、現在、特定の職員が実施しており、作業日時及び内容等の記録を帳簿に残すようにして運用している。

(審査会委員) そのような、すでに実施していることなども、評価書に書いていた方が分かりやすいかと思われる。

(感染症医療政策課) 記載するように修正する。

(審査会委員) 46ページのその他のリスク対策のところ、自己点検と監査ということで記載がある。実際の自己点検と監査の実施状況、その結果はどうか。

(感染症医療政策課) まだ監査という形で受けていない。自己点検は、各自で実施している。例えば、USBの取り扱いについて、自己点検等を都度セキュリティ管理者がチェックをし、確認をするようにしている。

(審査会委員) いつ・どのような自己点検を実施し、その結果はどうだったのか。文章等で残しているのか。

(感染症医療政策課) 文書での報告書は残していない。定例の協議の際に、確認をしたり、実際にその現場の部屋を回り確認したりしている。点検書のようなものは、今のところない。

(審査委員会) 本当に自己点検やったかどうかは、わからないのではないか。

(デジタル市役所推進課) 今、日常の点検の話だと思うが、市全体としては、セキュリティ管理者というのは各所属長が設定されており、年に一度必ずチェック表というのを提出する流れになっている。その通知というのはデジタル市役所推進室が全庁に向けて発出している。その中では、きちんと帳簿をつけ、年に一度確認する体制をとっている。また、全項目評価書の自己点検の記載の箇所に中間サーバープラットフォームにおける措置という箇所があるが、今回のVRSとは別のワクチンの接種管理システムがあり、中間サーバーの方に副本となり、アクセスしている履歴などをチェックする機能がある。それについてはデジタル市役所推進課で、定期的にログの解析を実施し、業務の動きとは異なるような動きがないか、例えば、特定の人ばかりを集中していないかや、時間外にある一定の集中的な動きがないか、大幅な動きがないかというのは、デジタル市役所推進課で、定期的にログの解析を実施している。職員が実際作業する中で、毎日チェックしているかというのは、難しい部分はあるが、年に数度の割合でそのような全体の動きの中の一つとして、必ず業務チェックを実施している。

(審査会委員) 今の話と関連して、46ページに書いてある監査としての自己点検は報告書とかはないのか。

(デジタル市役所推進課) 自己点検報告書は様式が指定されており、それを使用し各所属でチェックし、報告を出している。必ず所属長がチェックをし、保管していくという任

務を課している。

(審査会委員) それは随時報告なのか。例えば、月何回とか定期的な点検を行っているかどうかという面ではどうなのか。

(デジタル市役所推進課) 年1回ということ。中間サーバープラットフォームについては、四半期に一度こちらで独自に、業務課と別の立場から市全体の情報管理の観点から行っている。

(審査会委員) そうするとその2番目の方の監査報告書というのはどうなのか。

(デジタル市役所推進課) 監査はまた別になる。この監査に関しては、市内に多数のシステムがあるため、毎年度全てのシステムに対して実施はしておらず、計画を立て、年間数システムごと監査を実施しているというのが実情になる。開始からまだ1年のコロナウイルス予防接種に関してはまだ監査を実施していない。

(審査会委員) ここには年何回するかとかどのようにするかなど具体的に書いていないので、年1回やるのかどうかとか具体的な内容など、そういうのを明確したほうがいいのかと思われる。これと関連して、教育・啓発のところがすごく大事だと思うが、こちらはどうなっているのか。従業員に対する教育・啓発とは、市職員だけじゃなくて、委託している民間企業の職員に対する教育も行っているのかということと、どれぐらいの回数で行っているのか。このシステムのリスク対策に対しても情報共有しているのかも教えてほしい。

(感染症医療政策課) まず、市の職員に関しては、全市的に、情報セキュリティの研修というのを毎年必ず行うようにしている。それから、実際、その情報等を扱う委託業者については、委託業者の方で研修を行っている。また、必ず執務室にも、必ず情報セキュリティに関するような取り扱いについてここでの情報は外に漏らしてはいけない等、部屋にもポスターにも必ず貼るようになっている。それについては従事者の方に、雇用主の方から、必ず説明するようになっている。

(審査会委員) 直接的な監督はしていないのか。自主的なものか。委託業者がセキュリティに関して自主的な研修を行うということで、北九州市はその研修をちゃんとしているかどうかは監督していないのか。

(感染症医療政策課) 市の方が直接従事者に研修をしているという状況ではない。委託業者が、従事者に研修を行っている状況。

(審査会委員) 情報共有に関してだが、自己点検とか、そういうところで問題がなくても、携わっている時点で情報共有は大事なのではないのか。

(感染症医療政策課) この業務全体や特にシステムまわりについては、委託業者に、まずプロジェクトマネージャーとPMOを立ててもらっており、定例会を毎週実施している。事件・事故等があれば、そこで周知し、情報セキュリティに関する報道等があれば、そこで周知し、再度点検を依頼する。セキュリティの面だけではなく、全体面について毎週委託業者と定例会を実施している。

- (審査会委員) 37ページのワクチン接種記録システム等における追加措置の部分。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付が可能になったから追加されたということだと思うが、個人番号カードや旅券の読み取りによる必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止するというのは具体的にどういうことなのか。それは、申請者がパソコン等で申請するということなのか。
- (感染症医療政策課) 電子証明になる。普段使用しているスマートフォンで、接種記録が見られるというものになる。これについては、国が準備したアプリがあり、ダウンロードし、そこに必要な項目が出てくるので、それを本人に入れてもらう。マイナンバーとその暗証番号が必ず必要になっており、そこで本人の確認を行う。必要な項目だけを入れて送り、VRS上に接種記録があれば、それが接種記録として表示されるというものになっている。
- (審査会委員) 申請者は必要事項しか入れられないということか。
- (デジタル市役所推進室) 入力はパスワードだけになる。カードをかざすことで、マイナンバーであるとか書面情報と言われている基礎情報は自動的に取り込まれるので、パスワード入力するだけで、接種情報を表示することができるというアプリになっている。本人が間違えて違う人の番号、マイナンバーの番号を入れるとか違う人の名前を入れるといったような誤入力を避けるという形になっている。
- (審査会委員) 旅券でもできるのか。
- (デジタル市役所推進室) 旅券の下にある長いコードがある。それから外国用表記を読めるように作られている。
- (審査会委員) 17ページのところの特定個人情報ファイルの概要のところ、主な記録項目で、健康・医療関係情報というのは、接種記録だけを表しているのか。また、24ページの特定個人情報の保管期間に関して、20年という期間についてはなぜか。
- (感染症医療政策課) まず、17ページの健康・医療関係情報は、接種記録に係るものになる。24ページの方の保管の期間については、今言われたように、健康被害が後から出てくるといふ、可能性があるため、長期間に設定している。
- (審査会委員) 20年以上というのはいつまでか分からないのか。
- (感染症医療政策課) 現段階では健康被害救済用制度も始まって、そろそろ国も認める・認めないというような状況は出てきてはいるが、そこについて国の方が何年保存するようにとかいうようなところは、まだ不明。そのような状況のため、長期保存をするという前提で考えている。
- (審査会委員) では、各自治体が一時的な判断をしているということなのか。
- (感染症医療政策課) ワクチン接種記録システムVRSの情報ファイルのことを述べているという様に理解しており、システム自体が国のシステムになる。データ保管もエリアが決められており、市区町村ごとに管理するといふながら、実際ものを

保持しているのは、国になる。国の判断で今のところ20年以上ということになっているという状態ではないだろうか。明確には示されていない。

(審査会委員) アプリの関係だが、アプリをダウンロードして、そこでマイナンバーをいれて番号を入れてパスワードをいれてデータをもらうのか。

(デジタル市役所推進課) かざすだけでマイナンバー等を入れる必要はない。マイナンバーカードをかざし、パスワードを入れると、本人認証される。その後、証明書発行ボタン押すだけで、接種履歴が表示される。ログインするイメージで、入力するのはマイナンバーカードの4桁のパスワードだけになる。

(審査会委員) 例えば、マイナンバーカードをどこかで紛失して、誰かがというのは、パスワードがわからないから、大丈夫なのか。

(感染症医療政策課) 接種証明を発行するにはカードに加えてパスワードが必要になる。全く本人と関係ない第三者が、そのアプリで不正に取得するリスクは非常に低い。マイナンバーカードの紛失は、これに限らず様々なリスクがある。それと同等以上ではあるということ。

(デジタル市役所推進課) 銀行のキャッシュカードと同じ。銀行のATMでキャッシュカードと暗証番号を入れて、お金の引き出しをしていると思うが、カードと暗証番号でお金を引き出したりするように、接種履歴を閲覧する仕組み。

(審査会委員) 同程度のリスクということなのか。

(デジタル市役所推進課) もし、紛失の場合は連絡いただければ即座に停止するという対応をすることができる。アプリをダウンロードし、マイナンバーカードとパスワードでログインすれば接種記録を見ることができる。

(審査会委員) このアプリの予防接種の情報というのは、コロナだけではなく伝染病等に関する予防接種等もVRSに記録されているのか。

(感染症医療政策課) いえ、VRSはコロナに特定したものになる。現時点では、コロナワクチンの接種記録だけになる。感染した情報等も持っていない。

(デジタル市役所推進課) この予防接種事務の評価は二つのシステムをまとめて管理しており、市が管理している予防接種の管理システムとVRSの二つのシステムを、この予防接種事務で利用しているという評価になる。市が使用している予防接種管理のシステムについては、様々な予防接種の情報の全てが記録されている。VRSは、国が今回のコロナ対応のために、特別に作ったシステムのため、この接種記録のみを登録するシステムになる。

(審査会委員) 25ページの別添2のところだが、ワクチン接種の回数は、1回目・2回目だけではなく、3回目・4回目も記録になるのではないか。

(感染症医療政策課) 3回目・4回目も全て記録となる。修正する。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。